

「ルート2審査」の対象となる 建築確認申請等の取扱いについて

（建築基準法第6条の3第1項ただし書及び第18条
第4項ただし書の規定による審査の取扱いについて）

建築基準法の一部を改正する法律（平成26年法律第54号）の施行に伴い、ルート2審査[※]を、長野県建設部建築住宅課に置く建築主事が、国土交通省令第3条の13第1項に規定する特定建築基準適合判定資格者として行うこととなりました。

平成27年6月1日以降に長野県に申請されるルート2審査の対象となる建築確認申請又は計画通知については、構造計算適合性判定が不要になりました。

なお、長野県内の他の特定行政庁や、民間の確認検査機関における取扱いについては、各特定行政庁や確認検査機関のホームページ等で確認をお願いします。

※ルート2審査

建築基準法第6条の3第1項ただし書及び、第18条第4項ただし書の規定による特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査

長野県建設部建築住宅課指導審査係

〒380-8570 住所 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2

電話 026-235-7335 FAX 026-235-7479 Eメール kenchiku@pref.nagano.lg.jp